

税の控除について

この基金に寄附された場合、次のような税制上の優遇措置を受けられます。

○個人の場合

所得税(所得控除)

(寄附金額又は総所得金額等の40%)のいずれか低い金額
-2千円=寄付金控除額

個人住民税(税額控除)

{(寄附金額又は総所得金額等の30%)のいずれか低い金額
-2千円} × 10% + 特例控除額* = 寄附金税額控除額

*特例控除額 = (寄附金額 - 2千円) × (90% - 所得税の税率)

*2 所得税の税率は復興特別所得税を含めた率

【注意】特例控除額は個人住民税所得割の2割を上限とします。

○法人の場合

寄附された金額を法人税法(第37条第3項第1号)の規定により損金算入することができます。

税の控除を受けるために

寄付をした翌年に確定申告を行う必要があります。
ただし、寄附時に「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請をしていただくと、確定申告を行わなくても控除を受けられます。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は、確定申告を行う必要がある方、寄附先の都道府県・市町村が6団体以上の方は適用されません。

【注意】確定申告には専用納付書の領収書が必要となりますので、大切に保管してください。



名古屋市教育基金とは

- 教育事業の資金に充てるため、条例で設置された名古屋市の基金です。
- 市民のみならずからの寄附金等を積み立て、教育事業の推進に役立てます。
- 基金の趣旨をご理解いただき、ぜひみなさまのご協力をお願い申し上げます。

別添の専用納付書により金融機関で手続きができます。
またインターネットを利用して寄附をお申し込みいただくこともできます。
くわしくは で検索してください。

ご寄附のお申し出を、お待ちしております。

お問い合わせ

名古屋市博物館

総務課

〒467-0806 名古屋市瑞穂区瑞穂通 1-27-1

TEL. 052-853-2655

FAX. 052-853-3636

名古屋市教育基金

よみがえれ 文化財

優れた文化を、
名古屋の歴史を、
後世に伝えるために。

名古屋市博物館



優れた文化を、名古屋の歴史を、後世に伝えるために。

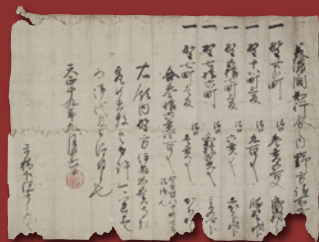
- 名古屋博物館の所蔵資料はおよそ27万点。展覧会への出品を中心に市民のみならず、活用していたいただいています。
- その中には貴重なものでありながら、劣化のために状態が悪く、そのままでは展示・活用できないばかりか、将来的には壊れてしまう可能性さえあるものもあります。
- そうした資料を活用しながら、後世に伝えていくためには修復などを行う必要があります。
- 災害などで緊急的な対応が必要となる際の備えも必要です。
- 貴重な文化財を活用し、後世に伝えるため、応援をお願いいたします。

※これらのほか博物館資料の保存・修復・活用のための事業、購入などに役立てます。

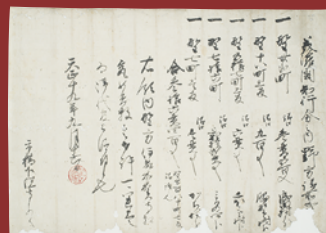
名古屋を記録した 写真資料の デジタルアーカイブ

災害、戦後の復興・・・
人々の喜怒哀楽の記憶を共有する。

1950年代の名古屋市内 藤本昇氏撮影 名古屋博物館蔵



修復前：虫食いが進んでいるほか、皺や染み、汚れが見られた。



修復後：破れた部分を紙で補強し、染みや汚れを除去した。

これまで皆さまからの寄附によって、たくさんの方の文化財がよみがえりました。感謝申し上げます。

【修復実績の一例】

豊臣秀吉朱印状 天正一九年（一九二二）九月一六日付 名古屋博物館蔵（市橋家伝来）

みほとけを つなぎとめる

600年前の刺繍で表された仏画。
弱った糸をつなぎとめて後の世へ。

愛知県指定文化財 三尊来迎繡仏（部分） 南北朝時代 名古屋博物館蔵（弘浄寺伝来）